

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	茨城県阿見町

阿見町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業建設部 農業振興課
所在地 茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1
電話番号 029-888-1111
FAX番号 029-887-9560
メールアドレス nogyoshinkoka-ofc@town.ami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カモ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	阿見町（町内全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	レンコン	被害面積 0.1 a 被害金額 11 千円
アライグマ タヌキ ハクビシン	トウモロコシ	被害面積 5.0 a 被害金額 140 千円
	スイカ	被害面積 5.0 a 被害金額 349 千円
カモ	レンコン	被害面積 - a 被害金額 - 円
カラス	トウモロコシ	被害面積 3.0 a 被害金額 84 千円
合計		被害面積 13.1 a 被害金額 584 千円

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 町東部の町村境を中心に、越境侵入が確認される。当該区域の中心作物である水稲・レンコン・甘藷の急激な被害拡大が懸念される。</p> <p>【アライグマ、タヌキ、ハクビシン】 アライグマは町東部・北部及び南部で捕獲実績があり、捕獲頭数が増加傾向にある。タヌキ、ハクビシンは、市街地も含む町内全域で目撃情報が寄せられている。ともに野菜類の食害が発生しており、被害拡大が懸念される。</p> <p>【カモ】 レンコンに対する食害が散見され、防鳥ネットなどによる対策を実施している。</p> <p>【カラス】 トウモロコシに対する食害が散見され、防鳥テグスや防鳥ネット等による対策を実施している</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積（a）	13.1a	10.0a
被害金額（円）	584千円	443千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	目撃情報などに基づく猟友会への捕獲依頼（イノシシ）	被害を広げないため、恒常的な対策の実施が必要
	箱わなの貸出による有害鳥獣の捕獲（アライグマ、タヌキ、ハクビシン）	使用方法等に関する専門的な研修の実施 専門家による設置指導など、効率的な捕獲の実施が必要
防護柵の設置等に関する取組	農業者自身による侵入防止柵（防鳥ネット等）の設置	防護柵設置による対策の周知 設置費用等の負担軽減のための補助制度の検討
生息環境管理その他の取組	特になし	農作物残渣の適切な処分を周知 効果的な防除法などの被害防止に関する研修等の実施

(5) 今後の取組方針

<p>① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。</p> <p>② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>③ 狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上を図る。</p> <p>④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。</p> <p>⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。</p> <p>⑥ 今後増加が見込まれるイノシシの対策は、被害の予防の観点から防護柵の設置を推奨し、被害拡大を未然に防ぐとともに定着を阻止する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

県猟友会阿見支部に委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。
令和5年度に町内の猟友会を含めた鳥獣被害対策実施隊について協議検討し、捕獲等総合的な被害防止体制の整備を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	イノシシ	箱わなの導入による捕獲体制の整備の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	対象鳥獣の捕獲は、その年度ごとに農作物の被害状況、捕獲実績をもとに、適正に実施する。
②	イノシシは、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して捕獲を実施する。
③	アライグマは、「茨城県アライグマ防除実施方針」に留意し、農作物被害の他、生活環境への被害も勘案して箱わな等による捕獲を実施する。 《過去の捕獲実績》 令和3年度 6頭、令和4年度 9頭
⑤	タヌキ及びハクビシンは、被害状況に応じて柵の設置等による侵入防止を呼び掛ける他、箱わな等による捕獲を実施する。
⑥	カモ、カラスについては、鳥害の特性を考慮し、捕獲ではなく防鳥ネット等による被害防止対策を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	5頭	10頭	10頭
アライグマ	10匹	10匹	10匹
タヌキ、ハクビシン	20匹	20匹	20匹
カモ、カラス	-	-	-

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の捕獲は、以下のとおり実施する。 【イノシシ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン】 ① 捕獲方法 わなによる捕獲 ② 捕獲時期 通年 ③ 捕獲場所 阿見町全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	【許可権限移譲済み】 イノシシ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カモ、カラスについて、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ アライグマ タヌキ ハクビシン カモ カラス	防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、整備を実施する。	防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、整備を実施する。	防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、整備を実施する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ アライグマ タヌキ ハクビシン カモ カラス	侵入防止柵設置者による定期的な点検を指示する	侵入防止柵設置者による定期的な点検を指示する	侵入防止柵設置者による定期的な点検を指示する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

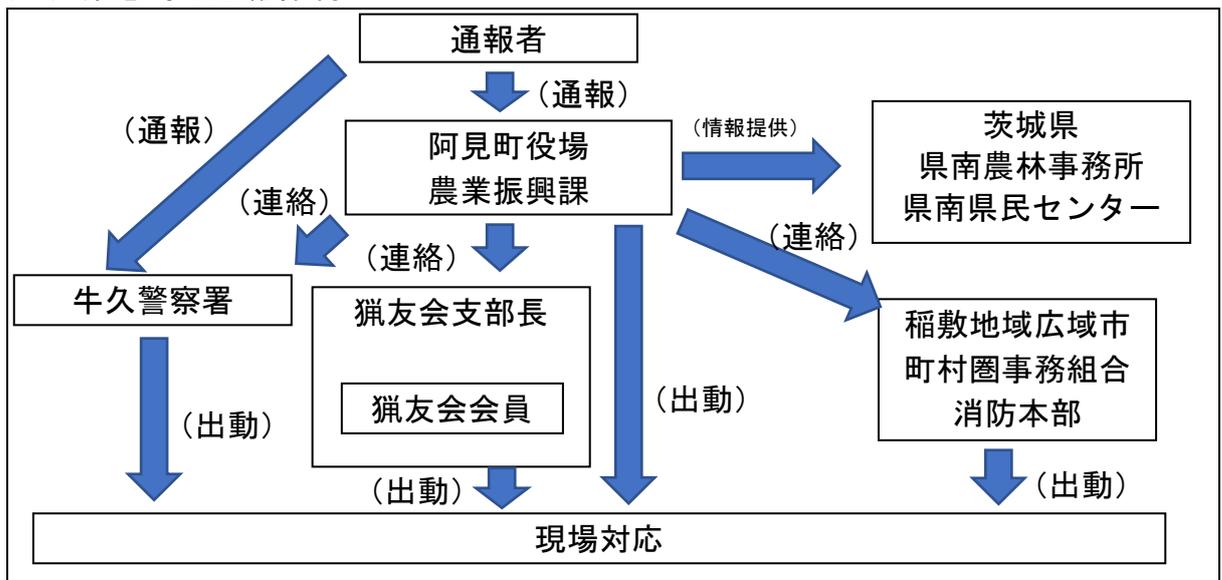
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ アライグマ タヌキ ハクビシン カモ カラス	<p>農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。</p> <p>収穫残渣鋤き込みや農地周辺環境の草刈等による整備などの指導を行う。</p>
令和6年度	イノシシ アライグマ タヌキ ハクビシン カモ カラス	<p>農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。</p> <p>収穫残渣鋤き込みや農地周辺環境の草刈等による整備などの指導を行う。</p>
令和7年度	イノシシ アライグマ タヌキ ハクビシン カモ カラス	<p>農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。</p> <p>収穫残渣鋤き込みや農地周辺環境の草刈等による整備などの指導を行う。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
阿見町	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起。
茨城県県南農林事務所	町と連携した対応及び本庁への連絡報告。
茨城県県南県民センター	町と連携した対応及び本庁への連絡報告。
茨城県猟友会阿見支部	町と連携した対応及び有害鳥獣の捕獲や追い払い、捕獲指導・助言等。
牛久警察署	町民の生命・身体・財産の安全確保を図る。
稲敷地域広域市町村圏事務組合消防本部	町民の生命・身体・財産の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、持ち帰りとし、関係法令に従い適正に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

イノシシ	原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けており、活用に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。
アライグマ、タヌキ、ハクビシン	各種活用に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。

(2) 処理加工施設の取組

原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けており、加工施設の取組に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けており、処理加工に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阿見町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
阿見町	事務局担当、連絡調整、広報活動
茨城県猟友会阿見支部	有害鳥獣の捕獲、農業被害の情報収集
水郷つくば農業協同組合	農業被害の情報収集
いばらき広域農業共済組合	農業被害の情報収集
茨城県県南農林事務所	防除技術指導、被害調査の連携
茨城県鳥獣保護管理員	防除技術指導、各種助言
茨城県県南県民センター	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
牛久警察署	有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止体制の強化を図るため、鳥獣被害対策実施隊の設置に向けて、活動内容の具体化や人員確保について協議検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

東京に通勤するための宅地化が進んでいるため、農業者だけではなく、地域住民にも現在の被害状況とその対策への理解が必要であり、鳥獣管理に関する広報等の啓発を実施し、地域一体での取組となるよう進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との意見交換を実施し、市町村を越えた連携体制の強化を図っていく。